

指導行政のポイント

“教育振興基本計画”を読む

菱村 幸彦

教育投資への具体提言がない

4月13日、中教審答申「教育振興基本計画 - 『教育立国』の実現に向けて」が公表された。教育振興基本計画（以下「基本計画」）は、改正教育基本法の目玉の1つである。で、どのような計画が策定されるか、注目されていた。

今回、中教審が示した基本計画に対するマスメディアの評判は、あまりかんばしくない。その主な理由は、教育への財政投資に関する記述が不十分な点にあるようだ。

例えば、『朝日新聞』（4月19日付け社説）は、「日本の教育への公的支出の割合は、先進国のなかでも低い。教育への投資は、日本の教育を底上げするには避けて通れない課題である。ところが驚いたことに、答申には具体的な提言が見あたらない」と指摘し、「中教審は、授業時間と内容を増やす方針を盛り込んだ今回の学習指導要領改訂を答申する際にも、大前提として教員を増やすなどの条件整備が欠かせない、と明言していた。それを放棄したと言われても反論できまい」と批判している。これに類した論評は、東京新聞など他の社説にも散見される。

確かに、基本計画には、財政投資の数値目標は盛り込まれていない。特に新学習指導要領の実施との関係で懸案となっている教職員定数の増加についても「必要教員定数を措置する」と述べるのみで、具体的な増員計画は示されていない。「これでは話が違う」（『朝日新聞』）と、答申に対して厳しい評価を下すのも無理からぬところがある。

しかし、教育基本法で定める基本計画は、閣議で決定したうえで、国会への報告事項となっている。閣議決定となれば、関係省庁の合意が前提となる。とりわけ財政当局の了解は欠かせない。

今回の答申について、中教審は行政当局でなく諮

問機関なのだから、文科省と財務省の合意内容に沿って書くのはおかしい、という批判が少なくない。事実、中教審の審議過程で「省庁折衝の結果と答申が同じなら審議会はいらぬ」と激しく反発した委員もいたという。

中教審も「言いつぱなし」はできない

文科相は、記者会見でこの点を突かれて、「これは閣議決定案件だから、中教審としても言いつぱなしというわけにはいかない」と答えている。教育行政の最高責任者として、当然の発言というべきだろう。仮に答申で望ましい数値目標が明示されたとしても、それを実現する基本計画が策定できなかつたら、かえって厳しい批判を招くことは必定である。

文科省にとっては、平成17年に第7次教職員定数改善計画が終了して以来、それに続く定数改善が懸案となっている。

しかし、経済財政運営の指針「骨太の方針2006」で「5年間で1万人程度の純減」の方針を閣議決定しており、さらに行政改革推進法では「児童生徒の減少に見合う数を上回る数の純減」が明記されている。そんな状況の中で、教職員定数の増加を図るのは容易ではない。

それでもよく読めば、答申では全体を通して、「教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり」を強調し、そのために「必要な教職員定数を措置する」ことを繰り返し述べている。また、「特に重点的に取り組むべき事項」として、「新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の改善」を特記している。

今回の答申は、厳しい行財政改革の流れの中にあつて、教育の条件整備にかなりのウエイトを置いた提言となっているのではないか。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長）

●好評発売中！ ●教基法、関連3法等改正に即応して大改訂 菱村幸彦【著】B6判 400頁・定価 3,150円

新訂第4版出来！『やさしい教育法規の読み方』

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）